

令和3年度事業計画(案)

【総論及び重点テーマの事業計画】

1. はじめに

昨年8月1日、「司法書士は、この法律に定めるところによりその業務とする登記、供託、訴訟その他の法律事務の専門家として、国民の権利を擁護し、もって自由かつ公正な社会の形成に寄与することを使命とする。」との司法書士法及び土地家屋調査士法の一部を改正する法律が施行された。今回の改正により、司法書士が、「法律事務の専門家」であり、「自由かつ公正な社会の形成に寄与する」ことを使命とすることが法律上明確に位置づけられた。そして「擁護」すべき「国民の権利」には憲法上の基本的人権が含まれている。使命規定が新設されたことは、平成14年の司法書士への簡易裁判所訴訟代理権付与以来の大きな改正であり、司法書士は、新たな一步を踏み出すことになった。国民から負託された使命の意義を自覚し、国民の期待に応えるべく、引き続き、権利擁護事業を推進し、国民に最も身近な法律家であり、地域における最も身近な相談相手としての地位を確立していきたい。このように司法書士を取り巻く環境が大きく変わる中、本年度、沖縄県司法書士会は戦後再建70周年を迎える。本会では、これまで周年事業として「沖縄県司法書士史」を発刊し、本会の活動や実績を後世の会員に伝えてきた。本年度は、特別委員会を設け、沖縄県司法書士会戦後再建70周年記念事業を企画する。

来年度は、司法書士制度150周年という司法書士にとって大きな節目の年となる。日本司法書士会連合会では、これを司法書士制度周知の好機と捉え、複数年度に跨る事業を企画している。事業内容としては、全国の司法書士会に相続に特化した相談窓口を開設し、長期相続登記未了土地について相続登記を促す制度の導入、及び、相続登記を義務化する改正法の施行により喚起される相続登記の需要に応えられるよう整備し、相続の専門家は司法書士であることを、広く国民に広報し、会員の業務受託に繋げていくという内容となっている。本会は、連合会と歩調を合わせ、昨年設置した「沖縄県司法書士相続相談センター」への会員の登録を推進し、広報及び相談活動の充実を図ることで、法的サービスが行き届くようにする。

社会のあらゆる分野においてデジタル化が進んでいる中、昨年新型コロナウイルス感染症を契機としてその流れはより一層加速している。書面・押印・対面といった従来型の業務の在り方の見直しがされている。不動産登記の分野で

は、今後、登記原因証明情報の作成・認証権限に関する検討がなされるが、デジタル化の推進が前提となる。商業登記の分野では、印鑑届出等に関する商業登記規則が改正され、公的個人認証サービスによる商業登記の申請が可能となるなどの法改正が進められている。裁判手続きの分野では、弁護士・司法書士等の士業者に限り、オンライン提出の義務化が検討されている。また、金融業界における書面・押印・対面手続きの見直しに向けた検討会では、抵当権設定登記における現状と課題について触れられている。社会全体のデジタル化の進展は、司法書士業務に大きな影響をおよぼすことから、最新情報を収集し、デジタル化に向けた体制を整えていく。

2. 重要テーマ

(1) 法律相談の充実

本会では、これまで、法律相談事業を重点事業として継続し、この間相談窓口を拡充してきた。昨年度は、「ちゅうぶ司法書士総合相談センター」を新たに開設し、沖縄市とうるま市において、毎月1回の面接無料相談を開始した。更に、相続に特化した相談窓口として「沖縄県司法書士相続相談センター」を開設し、さらなる法律相談の充実を図った。今年度も引き続き、法律相談事業を積極的に推進し、法的サービスの拡充を図る。

昨年度に引き続き、所得や雇用等の新型コロナウイルス感染症に起因する問題を抱えた方々を対象に、必要に応じ法律相談会を実施する。

(2) 相続登記、高齢化社会等への対応

相続登記が長期間未了の土地について、相続人に対して相続登記を促すための作業を継続して実施しているところであるが、相続人調査後に相続人へ通知がなされた後の相続登記は司法書士が担うことになる。昨年、法務局による自筆証書遺言書保管制度の運用が開始し、数年後には相続登記の義務化に関する法改正が施行予定である。このように「相続」に関する法律や制度が大きく変わる中、相続に関する専門家として正確な情報を発信し、法的サービスが行き届くように努める。

南西地域産業活性化センターによる2020年10月1日時点における県内年齢別人口の推計発表によると、65歳以上の高齢者が県内人口に占める割合は2015年比で3.0ポイント上昇し、超高齢化社会の基準となる21%を超えたことが報道された。また、帝国データバンク沖縄支店が発表した2020年の企業の後継者不在率動向調査によると、県内の不在率は81.2%で、4年連続全国1位で、全国平均より16.1ポイント高く、唯一80%を超えている。司法書士はこれまで、相続登記の専門家として相続問題に関与してきたが、高齢

化社会が急速に進む中、相続登記のみならず、信託業務、財産管理や財産承継業務、事業承継業務を司法書士業務として推進していく。

(3) 研修制度の充実

改正司法書士法において、「使命規定」が新設されたことに伴い、国民からの使命の負託に応えるための倫理研修の強化が必要になっている。司法書士の業務に関連する法律や制度の改正も相次いでおり、4月21日には、民法等の一部を改正する法律及び相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律が成立した。更に、司法書士業務のデジタル化に対する対応も重要なテーマである。法律事務の専門家である司法書士が、変化する国民の多様な法的ニーズに対応するには、研修受講をとおし、常に最新情報に接し研鑽を継続していく必要がある。当会における一昨年度の、単位制研修における12単位取得者の割合は19.7%と全国平均の65.3%を大きく下回っていることから、研修内容の充実と会員の研修会受講の利便性を整備し、研修取得単位の向上に努める。

(4) 部会・委員会活動の活性化

司法書士を取り巻く環境が、大きく変わろうとする中、最新情報を収集分析し、会員研修、広報活動、相談会やセミナー等の事業を実施するには、部会・委員会の役割がますます重要になる。昨年度はコロナ禍の影響で、特に事業年度の前半は思うような活動が出来なかったが、今年度も引き続き重要テーマとした。部会・委員会としての活動方針、事業計画及び予算案を主体的に策定すること、研究費予算を新たに計上し、部会・委員会の事業実施に向けた予算を確保することで、部会・委員会としての独立性、専門性を更に高め、継続的な事業を行いやすい環境作りを行っていく。

(5) 沖縄県司法書士会戦後再建70周年記念事業

本年度は、沖縄県司法書士会戦後再建70周年の年となることから、特別委員会を設置し、周年事業を企画する。また、沖縄県司法書士会の権利擁護事業をはじめとする活動実績や、部会・委員会活動、過去10年間の法改正や制度改正等に関して、後世の会員に伝えるべき資料を備えた記念誌を発刊する。

【各部会及び委員会の事業計画】

総務部

【品位保持・執務姿勢】

1. 苦情・綱紀関係について

以下の方策を実施することにより、苦情・綱紀案件の減少に努める。

- (1) 苦情に関して適切かつ迅速に対応する。
- (2) 業務に関する紛議に関する調停の斡旋
- (3) 研修部の協力を得て、倫理研修を充実させる。
- (4) 日司連年次制研修会不参加・研修単位未達成の会員へ指導を行う。
- (5) 戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書の利用方法を周知徹底する。
- (6) 会則第105条に基づき会員に対する指導および調査を徹底する。

2. 業務広告調査等

会員の業務広告の適正化のための調査および検討を行う。

【登録調査委員会】

新入会員へ倫理研修を実施する。

【非司排除委員会】

本人申請の形式を装った非司法書士による登記申請は我々の経営基盤を揺るがし、司法書士の存在意義をも問われる大きな問題であるとの認識のもと、職務分掌に則り、非司法書士の実態の調査および情報の収集、告発・違反行為防止対策の提言を中心に行っていくと同時に、隣接専門職間における業際問題についても配慮しながら、次のような方針で事業を行う。

1. 法務局による非司調査への協力に関する提言

法務局主催の非司調査への協力のみならず調査方法を検証し提言する。また、非司調査結果による法務局の対応について協議する。

2. 非司行為への対応

- (1) 非司行為が疑われるホームページを調査する。
- (2) 市民や会員からの情報提供による非司行為に対し調査する。
- (3) 調査や情報提供に基づいて司法書士法違反と疑われる行為があれば、警告等を行う。

3. 業際問題に関する研修の開催

隣接専門職との各専門職の職域・職務権限についても、理解を深めていく。

【制度研究委員会】

1. 新設、改定した規則、規定、実施要領等が円滑に運用されるよう改善点があれば検討する。
2. その他規則等の改善を検討する。特に書式において性別や年齢等の記載が必要か否かを検討し、ジェンダー等に配慮した記載に変更していく。

【会員の執務の指導・連絡に関する事項】

1. 支部長会の充実

- (1) 各支部の実情の把握に努め、本会と支部との一層の協調を図る。
- (2) 司法書士相談における本会と支部との責任の分掌を明確化する。

2. 会員への情報提供

- (1) 会員への情報伝達の迅速化及び事務処理費用の削減のため、更なるメール会員の増加に努める。
- (2) 研修資料や業務で活用できる資料、会員必携等を会員専用ホームページに掲載し提供する。

3. 執務等の改善

会員から会に対する意見や要望が言いやすい環境をつくることにより、会の事業執行や会員の執務を改善していく。

【権利擁護】

1. 法テラスとの連携強化

(1) 司法支援関連事業

成年後見センター・リーガルサポート沖縄支部と連携し、法テラスが実施する特定援助対象者法律相談援助事業に協力する。

(2) 民事法律扶助制度の活用

法テラスの法律扶助事業の充実のため、さらなる相談登録司法書士の登録増と利用促進を奨励する。

2. 公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート沖縄支部への支援

後見業務は、司法書士制度を支える主要業務と位置づけ、要望や意見を踏まえ同支部への協力・支援を行う。

3. 権利擁護委員会の協力を得て、新型コロナウイルス感染拡大に伴う相談会の実施、相談員の養成を行う。

4. 県内自治体への公営住宅の保証人廃止を求める陳情を行う。

5. その他自由かつ公正な社会の実現に寄与するため職責を自覚し、社会問題に対して適宜会長声明や提言、相談会の実施、研修の実施などに努める。

【福利厚生及び共済関係】

令和4年度から、委任状等の頒布を中止し、職務上等請求書の販売委託契約を解除するため、その準備及び会員への周知を行う。また今後の共済制度について検討する。

【会運営の安定及び効率化】

1. 事務局の執務体制の見直し

事務局の労働時間の短縮、業務の効率化、執務規定等の労働条件、人員配置の適否、人事評価、給与規定、福利厚生等々について一部外部専門家への委託も含め検証を進める。

2. IT技術の活用

IT技術等を利用することで、本会における理事会等を含めた事務運営についても効率化を図っていく

(1) 会議のペーパーレス化

本会で行われるすべての会議について完全ペーパーレス化を推進する。

(2) 会議開始時間の見直し

本会で行われるすべての会議について会議開始時間の見直しを検討する。

【その他】

1. 政治連盟、成年後見センター・リーガルサポート、青年会との協議、情報交換を行う。

2. 隣接職能団体及び関係機関団体と強調、連携する。

【権利擁護委員会】

1. 『多重債務事件処理の手引き』の改定
2. 研修会の開催
3. 沖縄県自殺対策会議への参加・意見交換、会員へのフィードバック
4. 経済的困窮者に対する法律支援事業の広報及び審査
5. 貧困問題など人権問題に関する研究

所轄委員会等

【登録調査委員会】

【紛議調停委員会】

【事故処理委員会】

【非司排除委員会】

【苦情対応担当】

【制度研究委員会】

【権利擁護委員会】

経 理 部

経理部は、日々の予算を執行し、各月決算および期末決算ならびに予算編成等の業務を行う。

1. 令和3年度の一般会計および特別会計の予算を執行する。
2. 令和3年度の一般会計および特別会計の決算書類作成を行う。
3. 令和4年度の一般会計および特別会計の予算案作成を行う。
4. 経理部業務改善
 - (1) 会員への情報伝達の迅速化及び事務処理費用の削減のため、更なるメール会員の増加に努める。
5. 財政基盤の強化
 - (1) 会館建設借入金の返済及び修繕積立を着実に履行する。
 - (2) 経理事務処理の効率化を引き続き行い、経費削減を図るため経費全般についての見直しを行う。

企 画 部

1. 活動目的

業務の改善に関する企画及び立案、業務関係法規その他業務に関する調査統計及び研究を通して、沖縄県司法書士会及び各会員の業務の質の向上及び改善を図る。

令和3年度は、具体的に次の事業を行う。

2. 具体的活動

(1) 沖縄県司法書士会戦後再建70周年記念の事業

本年度、沖縄県司法書士会は戦後再建70周年を迎えるため、特別委員会の設置を含め、各部会と連携し沖縄県司法書士会戦後再建70周年記念事業を企画する。

(2) 業務推進

各会員が市民の法的需要に応えられるよう、不動産登記委員会、商業登記委員会、裁判事務委員会、権利擁護委員会、消費者委員会、渉外登記特別委員会、民事信託研究委員会、交通事故対策特別委員会、空き家・所有者不明土地対策特別委員会の各委員会をとおして研修や情報提供を積極的に行う。

(3) 委員会の活性化

委員会のあり方や会務の効率化など、会員が様々な会務にスムーズに携われる環境を整えるための分析や企画・立案を行う。

- ① 委員会としての活動方針、事業計画及び予算案の主体的な策定を行う。
- ② 委員会の主体的な活動を促進するため、研究費として予算組を行う。
- ③ 会議における資料のペーパーレス化の推進
- ④ 議事録・資料等のホームページ上での管理・保存
- ⑤ Web 会議の安定的な運用方法の確立

(4) その他

新型コロナウイルス感染症拡大を含め、社会情勢の変化や発生した災害に伴い、当会にて対応を迫られる事業につき、その都度企画・立案を行う。

3. 各委員会の活動計画

(1) 不動産登記委員会

ア 不動産登記委員会主催で民法改正（債権・相続）を中心とした研修会を行う。

イ 県内金融機関が使用する（根）抵当権設定契約書及び委任状等の書類の補

正事項について、引き続き会員から情報提供を募り、県会執行部役員と共に金融機関への修正の申し入れを行う。

(2) 商業登記委員会

ア 商業登記に関する事例等を各会員より募集・検討し、疑義の残る事案等については、桐友会連絡会を利用し、法務局と事前に打ち合わせることで統一的な処理がなされることを目指す。

イ 登記のみではなく、企業又は各種法人の経営・運営に対し、如何に関わり提案型のアプローチ又はアドバイスをしていくか、又、M&Aにおける司法書士の関わり方を考え、研究及び研修を行う。

ウ 会社法改正に伴い、司法書士実務に対する影響を研究し、研修を行う。

(3) 裁判事務委員会

ア 民裁修習の継続

引き続き「民事演習教材」「民事演習教材2」を基に、要件事実の実践的学習を行い、ブロック・ダイアグラムが作成できるレベルの能力育成を目指す。修習での議論を踏まえ、サマリーペーパーを作成する。また、実際に会員が取り組んだ訴訟を報告してもらい、これを題材にして実務的な学習を行う。新型コロナウイルス感染拡大に関わらず開催できるよう、Microsoft Teams を活用した実施方法を検討する。

6月 5日(土) 民裁修習

サマリーペーパー発表・検討
実務報告

8月 7日(土) 民裁修習

サマリーペーパー発表・検討
実務報告

イ 研修の実施

① 民裁修習の成果を還元する研修を開催する。

② 実務交流会を実施する。

ウ 簡易裁判所代理業務少額事件報酬助成の審査

少額事件報酬助成の申請があった際に審査を行う。研修等の機会に、会員に活用を呼び掛ける。

エ 委員会の開催

Microsoft Teams を活用し、積極的に開催する。

オ 交通事故対策委員会との連携

引き続き、裁判事務委員会としても連携して裁判事務を行う会員の拡大を目

指す。

(4) 消費者委員会

- ア 『多重債務事件処理の手引き』の改定
- イ 多重債務や生活困窮に対する調査・研究、県多重債務対策協議会及び県ヤミ金融被害防止対策会議への参加・意見交換・会員へのフィードバック
- ウ 消費者事件に対する調査・研究、適格消費者団体を目指す「NPO法人消費者ネットワークおきなわ」の会議への参加・不当条項等の情報提供や意見交換、会員へのフィードバック
- エ 研修会の開催
- オ 県多重債務協議会、県ヤミ金融被害防止対策会議主催のヤミ金ビラ剥がしへの参加
- カ 高校生等を対象にした消費者教育用のリーフレット改定に向けた調査、研究等

(5) 渉外登記特別委員会

- ア 渉外登記相談窓口の設置の検討
 - ① 設置趣旨
 - ・ 渉外登記案件の解決に向けて会員のサポート
 - ・ 渉外登記案件の情報収集
 - ・ 質問を蓄積してQ&Aの作成を目指す
 - ② 相談内容
 - ・ 会員で受任している渉外登記の登記相談を受付ける
 - ③ 窓口の設置
 - ・ 委員長を窓口として、メールにて受け付ける
 - ・ 受付担当3名、豊田、大城（理）、大城（健）
 - ・ 相談フォーム等を作成
 - ・ 諮問機関は、委員会メンバー全員で対応
 - ④ 委員会開催
 - ・ 3ヶ月に一度若しくは必要に応じて委員会を開催して委員会で質問事項について検討して会員へ回答する。
 - ・ 緊急性のある案件は、原則、対応不可。
 - ・ 会員からどの程度要望あるのか否か、委員会での対応可能性等も含めて試験的に設置してみる。
 - ⑤ 報酬
 - ・ 委員には、年間報酬を支給する。
 - ⑥ 会員への告知
 - ・ 告知は会務情報誌と事務局からの発信文書

⑦ その他

- ・ 渉外案件について必要書籍などあれば購入して図書室へ置く。
- ・ 過去の質疑等を参考にしやすいように、ホームページを工夫する。
- ・ 難解案件が予想されるので適度に進める。

イ 外国取引における資金決済

金融機関と取扱したことのある事務所から、資金決済における状況の調査

ウ 外部講師による研修会

渉外登記案件を取り扱う県外の事務所にて研修依頼

エ 7月九州ブロック独自の新人研修会で渉外登記研修会の講師を担当（100分を予定）

(6) 民事信託研究委員会

- ア 民事信託に関する情報収集及び研究
- イ 民事信託登記手続きをテーマとした研修会又は勉強会の開催
- ウ 公証人、法務局等との意見交換会を開催
- エ 遺産承継等財産管理業務の情報収集、研究及び推進等

(7) 交通事故対策特別委員会

- ア 物損交通事故相談センターを設置する。
- イ 交通事故相談員を募集する。
- ウ 交通事故相談員による交通事故相談会を継続的に開催する。

(8) 空き家・所有者不明土地対策特別委員会

ア 審議員等の推薦

空家等対策の推進に関する特別措置法、所有者不明土地の利用の円滑化に関する特別措置法並びに表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律などに基づく事業は今年度も引き続き行われることは確実なので、その審議員等を推薦し、又は推薦方法を検討する。

イ 沖縄県独自の所有者不明土地について

① 調査検討会への参加

今年度も、沖縄県における所有者不明土地に起因する問題の解決に向けた調査検討会は開催されると思慮するので、その場合はその検討委員を推薦する。それと同時に本委員会の委員もオブザーバーとして参加させてもらい、沖縄県独自の所有者不明土地問題に関する理解を深める。

② 相談会への協力

沖縄独自の所有者不明土地問題の解消に向けた相談会が内閣府が実施する場合は、それに協力する。

③ 研修について

必要があれば、空き家問題や一般的な所有者不明土地問題又は沖縄独自の所有者不明土地問題について研修を実施する。

広 報 部

今年度は、沖縄県司法書士会は戦後再建 70 周年を迎えるとともに年度内に司法書士制度 150 周年の節目を迎える。それに伴い、県会の記念事業として「沖縄県司法書士史」の発刊を企画するとともに、連合会が 150 周年記念事業として強く推進する相続登記関連事業と協調し、当会でも相続登記が司法書士の専門分野であることを積極的に発信するとともに、事業計画で定めた重要テーマに則って司法書士制度の広報を行う。とりわけ新設をした「沖縄県司法書士相続相談センター」、当会の中核機関である「司法書士総合相談センター」などの各相談事業の認知向上に努める。前年度に施行された自筆証書遺言の法務局保管手続においては、まだ県民の認知不足が懸念されるため、法務局と協調し遺言保管制度における司法書士の役割を確知し、必要であればその点を県民に発信する。

また会員に対しても、会員が求める情報等を把握する努力をし、会務情報紙、会報等を通じて、会員に必要な情報を的確に発信していく必要がある。

新年度は、相談事業の拡大化に伴い、各相談事業の違いと内容を的確に県民に広報し、その拡大に見合う相談者の誘致ができるよう広報内容には更なる工夫が求められる。新型コロナウイルスの影響が予想される中、電話相談や司法書士紹介などを利用して司法書士を必要とする県民の需要を隅々まで拾い上げることに力点をおいて広報活動を行う。

1. 相談事業の広報について

(1) 「司法書士総合相談センター」の広報について

司法書士総合相談センターにおいては、「なは司法書士総合相談センター」、「やんばる司法書士総合相談センター」とともに新設された「ちゅうぶ司法書士総合相談センター」の広報を新聞紙において定期広告を行っており、相談希望者が増えることにより、現在行っているホームページ等の広告、特に新聞広告には、上記の相談日時や会場等の情報取得を県民が困惑せずに得られるよう工夫する必要がある。

(2) 「司法書士相続相談センター」の広報について

3月1日をもってスタートした「司法書士相続相談センター」の広報活動を

さらに強化し、5月1日付で開始される当会での直接面談形式の相談事業についても積極的に広報を行っていく。近年は、相続登記の放置による弊害化、遺言等の備置きによる予防法務などの情報の認知の向上があり、その相談件数は増え続けている。また、長期相続登記等未了土地解消作業に附随して法務局から推定相続人に書面が通知されることにより、今後ますます相続関連の相談件数増加が見込まれるため、その受け皿としての「司法書士相続相談センター」を県民が広く認知できる広報活動を行っていく。

(3) 新型コロナウイルス困りごと生活相談会の広報について

収まる気配をみせない新型コロナウイルス感染症に起因する生活・経済的な問題が多く寄せられることが予想されるため、相談事業部と連携し、相談会が開催された場合は、司法書士における相談会事業の広報を適宜実施する。

(4) 物損交通事故相談センター設置の広報について

相談事業部の事業による「物損交通事故相談センターの設置」がなされた場合に備えて、司法書士における交通事故案件の業務内容のアピールも含めた広報活動を検討していく。

(5) その他相談事業部の事業活動に沿った広報について

その他、相談事業部と連携し、その事業活動に関連した広報活動を行っていく。

2. 広報的相談活動の実施

(1) 役員変更登記はお済みですか月間(5月)

令和3年5月頃の1か月間、「役員変更登記はお済みですか？」月間として会員各事務所に無料相談を実施することに伴い、広報・告知のため県二紙の新聞告知等を利用して広報を行う。

(2) 消費者月間関連事業(5月)

令和3年5月頃の1か月間を「消費者月間」として、各司法書士事務所において無料相談を実施する事に伴い、その内容を広報する。

(3) 法律扶助推進月間(10月)

全国一斉司法書士法律扶助推進月間が、令和2年10月頃に1か月間行われる予定であり、それに伴い、内容を広報する。

(4) 「法の日」無料法律相談会

令和3年10月頃の指定した週の期間内に、県内複数会場において「法の日無料相談会」を開催する予定であり、その内容の広報活動を行う。

3. 那覇地方法務局の共催事業の広報について

(1) 「司法書士の日の記念事業」の広報

司法書士の日記念事業として、那覇地方法務局との共催の相続等に関連する市民公開講座・無料相談会を実施する予定であることに伴い、その内容を広報していく。

(2) 相続登記はお済みですか月間(2月)

令和4年2月、那覇地方法務局との共催事業である「相続登記はお済みですか月間」の関連事業として、市民公開講座を開催する予定であることに伴い、市町村の広告媒体、新聞紙やホームページを利用して広報活動を行う。

4. 会報の発行について

本年度も引き続き、年度内2部の発行を計画し、業務分野の内容充実を目指し、会員にとって需要のある内容を目指す。またこれまでの枠にとらわれない斬新な企画を検討し、会報の発行を待ち遠しくなるような内容とするよう計画していく。

5. 有料広告について

本年度は、新聞広告を中心に行ってきた。次年度も新聞広告を中心として広報を行っていくが、マンネリとならず、県民がどのような需要を求めているか柔軟かつきめ細かに内容を改訂して発信を行っていく。またラジオや自治体広告の活用も検討し、事業内容によっては那覇地方法務局との連携による有料広告についても検討していく。

6. その他

(1) ホームページの充実

当会ホームページ上の会員専用頁内の「研修資料」内に、予定研修会の研修資料等の閲覧およびダウンロードできる環境を目指し会員が必要な資料をホームページ内から取得できるシステムを充実させる。その他、ホームページを有効活用できる仕組みづくりを検討していく。

(2) 会長声明について

自由かつ公正な社会となることが実現されることを目指し、司法書士がそれに寄与することが職責であることから派生する役割として、社会問題に対して適宜会長声明や提言を行っていく。

(3) その他の広告について

当会会館が「沖縄県司法書士会」であることを識別しにくいという意見もあったため、一目して、当会会館が沖縄県司法書士会館であることが判別できるような広告方法を検討していく。現在の計画案として、沿道から目視できる位置に、「沖縄県司法書会」の記名がされた支柱の設置を検討している。

(4) 宮古島、石垣島は人口5万人前後を有する地域であり県内と同様の広報活動が必要である。また離島各地における司法書士出張相談業務も、当会の重要な事業の一つで、先島をはじめとする離島各地における広報活動をいっそう強化するための事業を行っていく。

研 修 部

平成31年4月1日に改正日司連会員研修規則が施行され、会員は単位制研修について1実施年度に倫理研修2単位を含む12単位以上取得しなければならぬとされ（規則第6条第1項・第12条）、研修単位取得義務が明確化された。昨年度はWeb配信研修としてZoomを取り入れ、会員が各自の事務所等で個別に視聴できるよう受講環境を整えた。今年度も引き続き各委員会と連携し会員の興味ある研修を行い、日司連eラーニング・映像ライブラリのコンテンツ紹介を定期的に行うなど所定単位取得者の割合を高めていきたい。また、Zoomの導入や使い方などWeb配信研修が受けられるよう個別のサポートも行いたい。

1. 会員研修

司法書士会員が、法律実務家として必要な専門知識を修得するため、法令・実務・教養その他これに関連する事項について研修を行う。

(1) 単位制研修

集合研修と同時にWebを活用した同時配信研修を積極的に行う。

ア 倫理に関する研修

綱紀調査委員会と連携し研修を行う。

イ 新法・法改正に関する研修

法改正の動向を注視し、必要に応じて研修を行う。

ウ 不動産登記に関する研修

不動産登記委員会と連携し研修を行う。

エ 商業・法人登記に関する研修

商業登記委員会と連携し研修を行う。

オ 裁判実務に関する研修

裁判事務委員会、交通事故対策特別委員会と連携し研修を行う。多くの会員が簡裁訴訟代理等関係業務に取り組めるよう民裁修習を定期的に継続して開催する。

カ 財産管理業務に関する研修

キ 信託に関する研修

民事信託研究委員会と連携し研修を行う。

ク 渉外登記に関する研修

渉外登記特別委員会と連携し研修を行う。

ケ 消費者問題に関する研修

消費者委員会と連携し研修を行う。

コ 権利擁護に関する研修

権利擁護委員会と連携し研修を行う。

サ その他実務に関する研修

日司連の講師派遣を積極的に活用する。外部講師を招聘し研修を行う。

(2) 支部研修会

支部主催の研修を奨励する。

(3) 日司連主催研修会への参加を奨励する。

ア 日司連年次制研修会

当会が主管し一定の登録年次の会員を対象に、司法書士倫理を保持することを目的として行う。中止となった令和2年度年次制研修の対象会員であった者も、今年度受講対象者となる。

イ 業務研修会

ウ 日司連中央研修会

エ 中央新人研修

(4) 九州ブロック研修会への参加を奨励する。

ア 9月4日第23回九州ブロック会員研修会

テーマ「デジタル化が司法書士業務に及ぼす影響について(仮)」(開催地：長崎市)

イ 九州ブロック新人研修会

2. 新入会員研修

新入会員及び入会予定者に対し、業務に関する法的知識・司法書士会員として必要な識見と品位保持に関する事項を修習させるために研修を行う。

(1) 新入会員配属研修

新入会員及び入会予定者のうち希望する者に行う。

(2) 新入会員一般研修

日司連、九州ブロックの新人研修会と整合性のとれた研修会を開催する。

3. 関連団体との共催

当会の関連団体と共催し、各種研修会を開催する。

4. 補助者実務研修

会員の円滑な業務遂行に資するため、業務に必要な知識及び実務その他業務態度に関する事項について行う。

5. 本年度の検討課題

(1) 倫理研修の強化に取り組む。

(2) 研修単位取得を向上させるため工夫する。

単位制研修における12単位以上取得者の割合の向上に努める。取得単位数が0単位の会員をなくすことに努める。

(3) 他専門職能を活用した研修会が開催できるよう取り組む。

(4) インターネット配信研修について改善を図る。

相談事業部

1. 相談事業の充実

(1) 司法書士総合相談センター

今年度は、次のとおり、各場所・日時において定期的な無料法律相談会を行う。なお、今年度も引き続き、新型コロナウイルス感染症拡大の影響があることから、相談会の開催方法・日時・場所等は、随時、状況に応じた対応でとり行う。

ア なは司法書士総合相談センター

当会会館にて、週2回、火曜日・木曜日 14時～16時まで

緊急事態宣言、または、まん延防止等重点措置に関する特別措置法により面談相談会の実施が難しくなったときは、電話相談対応等に切り替えることにより、柔軟な相談会の実施体制を整備する。

イ ちゅうぶ司法書士総合相談センター

沖縄市役所内にて、毎月1回、第2金曜日 14時～16時まで

うるま市役所内にて、毎月1回、第3水曜日 14時～16時まで

ウ やんばる司法書士総合相談センター

名護市にて、毎月1回、第3水曜日 14時～16時まで

エ 離島等の遠隔地

電話相談により、個別に対応する。

(2) 司法書士総合相談センターの充実及び相談員の養成

司法書士総合相談センターの充実と更なる相談員の養成、拡充に取り組む。特に新入会員に対しては、相談技法向上のため、同席研修・相談会への参加を奨励する。

(3) 司法書士相続相談センター

令和3年3月1日から各名簿登載者事務所にて相談の受け入れを行っているが、次のとおり、5月から本会会館においても相談会を実施し、相続に関する市民の高いニーズに対応できるよう、相続に特化した相談業務体制を更に充実させる。

ア 沖縄県司法書士相続相談センター

当会会館にて、週1回、水曜日 14時～16時まで

イ 相続相談センター名簿登載者事務所

初回相談無料で、名簿登載者事務所へ相談希望者を配転する。

(4) 物損交通事故相談センターの設置

今年度は、交通事故対策特別委員会が中心となって、物損交通事故相談センターの設置に向けて、規則を新設し、交通事故に関する相談を受け入れるための体制整備を行う。

(5) 役員変更登記はお済みですか月間、消費者トラブル対応月間の無料相談会

5月1日から5月末日までの1か月間、当会所属会員の各事務所において役員変更登記及び消費者トラブルに関する無料相談会を実施する。

(6) 離島(司法過疎地域)及び養育費に関する相談会の実施

本年度は、離島相談会(司法過疎地域)や養育費相談会等を予定しており、沖縄県司法書士青年の会と連携・協力して各相談会を実施する。

(7) 紹介依頼

当会への紹介依頼に対し、最寄りの会員等を紹介する。

(8) 行政評価事務所主催の相談会

行政評価事務所主催の「暮らしの総合行政相談会」(那覇中央郵便局、那覇市小禄支所)に毎月1回、また、同事務所主催の特設「一日合同行政相談会」に、それぞれ当会所属会員を相談員として派遣する。

(9) 市町村及び社会福祉協議会への派遣、紹介

市町村や社会福祉協議会等の公的機関が継続的に開催する相談会に当会所属会員を相談員として派遣、または、紹介する。

(10) 行政機関への協力

沖縄県等が開催する自殺対策事業及び消費者庁が実施する消費者月間に協力し、必要があれば、当会所属会員を相談員として派遣する。

(11) 連合会から要請のある相談会

ア 8月「司法書士の日記念事業にて行う講演会・相談会」

イ 9月「高齢者・障がい者のための成年後見相談会」

ウ 10月「法の日週間における司法書士法律相談会」

エ 2月「相続登記はお済みですか月間における相続登記講演会・相談会」

オ 司法過疎地域における相談会

カ その他、連合会から要請のある相談会

(12) 空き家、所有家不明土地問題への対応

行政機関等から「空き家、所有者不明土地問題」に関する講演会、または、相談会等の依頼があった場合は、当会所属会員を相談員として派遣する。

(13) 新型コロナウイルス感染症拡大の問題及び自然災害等への対応

今年度も引き続き、新型コロナウイルス感染症に起因する生活・経済的な問題が多く寄せられることが予想されるため、連合会、関連団体及び関係機関と協力し、情報収集に努め、必要があれば相談会を実施する。

その他、台風等による自然災害が発生した場合において、必要があるときは、相談会を実施する。

(14) ADR 調停センター

全国のADR調停センターの動向を確認の上、組織面・運用面から沖縄における認証の必要性の有無について検討する。

(15) その他

その他、市民への法的サービスの拡充に繋がる相談会を実施する。

2. 法務局との共催または要請のある事業

(1) 司法書士の日記念事業講演会・相談会

8月の司法書士の日前後に、講演会・相談会を実施する。

(2) 相続登記はお済みですか月間講演会・相談会

2月の相続登記はお済みですか月間に合わせて、当会所属会員の各事務所

において無料相続相談を行い、また、会場を使用しての講演会・相談会を実施する。

(3) 全国一斉！法務局休日相談所

法務局から要請があったときは、「全国一斉！法務局休日相談会」へ、当会所属会員を相談員として派遣する。

3. 成年後見センター・リーガルサポート沖縄支部との共催事業

成年後見制度の利用促進活動

一般の市民の方々に成年後見制度をより良く知ってもらうために、成年後見センター・リーガルサポート沖縄支部と共催にて成年後見制度に関する講演会・相談会等を実施する。

4. 行政、関連団体及び関係機関との連携強化

(1) 沖縄士業ネットワーク協議会

沖縄士業ネットワーク協議会が主催する「よろず相談会」へ当会所属会員を相談員として派遣する。

(2) 各自治体との災害時協定

那覇市、豊見城市及び糸満市と沖縄士業ネットワーク協議会が締結した「大規模災害等発生時における相談業務の支援に関する協定」に基づく要請があった場合は、当会所属会員を相談員として派遣する。

(3) 三士会

那覇家庭裁判所主催の「成年後見制度利用促進基本計画に関する協議会（三士会）」に当会担当者を派遣する。

(4) 法テラス

市民への法的サービスを充実させるため、法テラスの行う法律扶助事業に協力し、さらなる相談登録司法書士の登録増加及び当該事業の利用の促進を奨励する。

(5) 社会貢献活動及び権利擁護事業

経済的困窮者、権利擁護等に関する法律支援について、行政、関連団体及び関係機関の要請があれば、それに協力し、必要があれば相談会を実施する。